

川崎市建設緑政局設計書に関する情報提供要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設緑政局及び区役所道路公園センターが発注する工事及び委託設計書に関する情報提供(以下「情報提供」という。)をするための手続等について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 情報提供は、建設緑政局及び区役所道路公園センターが発注した工事(軽易工事を除く。以下同じ。)及び委託(予定価格が100万円以下のものを除く。以下同じ。)の金入り設計書(金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。)について行う。

(申込み)

第3条 情報提供の申込みは、川崎市電子申請システムの利用に関する要綱第2条第1号に規定する電子申請システムにより、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 情報提供を申し込む者(以下「申込者」という。)の氏名及び電話番号

(2) 工事又は委託の件名及び契約番号

2 市長は、前項第2号に掲げる事項が明らかでないときは、申込者に対し、当該事項の補正の参考となる情報を提供するものとする。

(情報提供)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込者に対し、電子申請システム等により、金入り設計書の電磁的記録を提供するものとする。

2 前項の規定による提供は、申込みがあった日から起算して9日以

内に行うものとする。ただし、契約日前に申込みがあったものについては、契約日から起算して9日以内とする。

(通知)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、情報提供の申込みのあった工事又は委託が、第2条に規定する情報提供を行う工事又は委託でないときは、申込者に対し、電子申請システム等によりその旨を通知するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、情報提供の実施について必要な事項は、建設緑政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。